

# データ流通・活用に関する検討状況について



平成31年1月29日  
内閣官房 情報通信技術（IT）総合戦略室

**1. 第75回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部  
第6回官民データ活用推進戦略会議 合同会議  
(平成30年12月19日開催)  
「デジタル時代の新たな I T 政策の方向性」について**

---

# 1. デジタル時代の新たな I T 政策の方向性について (全体像)

- 既存産業では考えられないスピードで進展するデジタル技術やデータ活用型サービスに対応するため、デジタル時代に求められるルールや標準の整備やシステムの刷新を進め、「新たな社会システム」への移行を図る。

## デジタル時代に対応する「新たな社会システム」への移行 ～来年（平成31年度）春頃を目途に「新たな I T 政策大綱」として取りまとめ～

### 1 データの安全・安心・品質

デジタル時代の「新たな資源」であるデータを、国内・国際的にも安全・安心・自由に流通させるルールを整備。

#### (1)国際的なデータ流通の枠組みの構築

- ◆ 国際的に広く連携し、相互に信頼性が確保されたデータフリーフローの国際的な枠組みを構築。

#### (2)個人情報の安全性確保

- ◆ データの越境移転についてのルールの整備、国内における体制強化等による、個人情報の安全性確保。

#### (3)重要産業のオペレーションデータ等

- ◆ 国民生活・経済運営に不可欠なインフラなどの重要産業のオペレーションデータの管理の強化・高度化等。

#### (4)政府・公共調達

- ◆ ITシステム、5Gやクラウドなど重要システム・サービスの調達に係る安全性評価を確実に実施する仕組みの構築。

### 2 公共・民間部門のデジタル時代への対応の促進

政府・民間のデジタル時代への対応を促進するため、旧来システムの改革・刷新やルール・原則の策定、インフラの整備などを総合的に進める。

#### (1)行政のデジタル化の徹底

- ◆ 政府の情報システムの改革、引越し等に関する手続のワンストップ化など、行政部門のデジタル化の徹底。

#### (2)民間部門のデジタル化時代への対応の促進

- ◆ 重要産業を中心に、旧来のシステムの刷新、データ管理、セキュリティ対応等のシステムガバナンス、システム投資の促進等。

#### (3)プラットフォーム型ビジネスに対応したルール整備等の基盤強化

- ◆ プラットフォーム型ビジネスの台頭により変化する市場においても、活発な競争を可能とするルールの整備等。

#### (4)AI活用型 (AI-ready) 社会の構築

- ◆ AIを最大限活用するため、人材基盤の確立、技術開発等の推進、「人間中心のAI社会原則」の策定等。

#### (5)地方のイノベーションを支える5Gの整備と標準・アーキテクチャ整備機能の強化

- ◆ 地方のイノベーションを支える5Gの整備等やAIの社会実装の基盤になる標準・アーキテクチャ機能の整備。

## 第75回高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部第6回官民データ活用推進戦略会議 合同会議 (平成30年12月19日開催) 総理発言

・・・A I、ビッグデータ時代の新たな資源であるデータをめぐっては、現在、熾烈（しれつ）な争奪戦が世界で繰り広げられています。しかし、データを活用したイノベーションを起こすためには、セキュリティやプライバシーについて、透明性が高く公正かつ互恵的なルールの下で、自由にデータが流通する環境を整備しなければなりません。

このため、世耕大臣を中心として、**個人情報や重要産業データを適切に保護しつつ、我が国主導で、自由で開かれた国際データ流通圏を世界に広げていくための国際連携を進めてください。**

また、その前提として、関係大臣において、**個人情報保護法を始め必要な国内の法令整備と、体制強化に直ちに着手してください。**

国内においては、**官民のデジタル化が急務です。A I時代の人材育成や、時代遅れとなったシステムの刷新など、官民の緊密な連携の下、取組を強力に推進してください。**

各大臣におかれてはこれらの政策に関し、平井大臣を中心に**来年春を目途に、Society 5.0時代に向けた新たなI T政策大綱を取りまとめ、速やかに実行してください。**

## (参考)

### 安倍総理大臣による世界経済フォーラム年次総会演説 「『希望が生み出す経済』の新しい時代に向かって」 (2019年1月23日) (仮訳) ~抜粋

#### ■ データ・ガバナンスの「大阪トラック」を

…最初に、私は本年のG20サミットを、世界的なデータ・ガバナンスが始まった機会として、長く記憶される場といたしたいと思います。データ・ガバナンスに焦点を当てて議論するトラック、「大阪トラック」とでも名付けて、この話し合いを、WTOの屋根のもと始めようではありませんか。…

…一方では、われわれ自身の個人的データですとか、知的財産を体現したり、国家安全保障上の機密を含んでいたりするデータですとかは、慎重な保護のもとに置かれるべきです。しかしその一方、医療や産業、交通やその他最も有益な、非個人的で匿名のデータは、自由に行き来させ、国境をまたげるように、繰り返しましょう、国境など意識しないように、させなくてはなりません。

そこで、わたしたちが作り上げるべき体制は、DFFT（データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト）のためのものです。非個人的データについて言っているのは申し上げるまでもありません。

第四次産業革命、そして同革命がもたらす、わたしたちが「ソサエティ5.0」と呼んでいる社会がメリットを及ぼすのは、わたしたち個人です。巨大で、資本集約型の産業ではありません。ソサエティ5.0にあっては、もはや資本ではなく、データがあらゆるものを結んで、動かします。富の格差も、埋めていきます。…

## 2. データの安全・安心

(国際的なデータ流通の枠組の構築／個人情報の安全性確保／重要産業のオペレーションデータ／政府・公共調達)

- デジタル時代の「新たな資源」であるデータを、安全・安心に流通させる国際的な枠組みを構築する。
- 合わせて、個人情報の安全性確保、重要産業のデータの管理の高度化、重要システムの政府・公共調達の安全性等を評価する仕組みの構築等を進める。

### 1 各国のデータ管理に関するルール整備

#### EU「GDPR（一般データ保護規則）」

- ◆原則として個人データを域外に移転することを禁止。
- ◆十分な個人データ保護施策が講じられていると認められた国に対して移転が可能（充分性の認定）。

#### 米国「FISMA(連邦情報セキュリティマネジメント法)」

- ◆FISMAを根拠にNISTがセキュリティフレームワーク等を策定。
- ◆NIST基準に基づき、厳格なクラウドサービス認証制度(FedRAMP)の導入や、防衛産業を中心としたサプライチェーン全体へのセキュリティ対策を要請。

#### 中国「サイバーセキュリティ法」

- ◆「重要インフラ」の運営者に対し、個人情報の国内保存義務及び国外移転規制。(※今後の下位規則・ガイドライン等を注視する必要)
- ◆個人情報及び重要データの越境移転を行う場合には、「安全評価」を行うことを義務付け。

### 2 国際的なデータ流通枠組み構築に向けた現在の進捗

- ◆3月～ WTO電子商取引有志国会合(データフリーフロー原則などについて議論)
- ◆5月 OECD閣僚理事会(適切なプライバシー、データ保護の尊重等について共同声明。)
- ◆10月 日独共同声明(デジタル協力及びサイバーセキュリティ協力推進)
- ◆12月 G20サミット(プライバシー、データ保護の尊重等について共同声明)

### 3 政府・公共調達

#### IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ

(H30.12.10 関係省庁申合せ)

- ◆政府のIT調達に関する「サプライチェーンリスク対策」の実効性を確保するための具体的な方策を提示。

#### クラウドサービスの安全性評価の方法を検討中

(8月以降4回の会議を開催し、H30.12.17に中間整理)

### 4 今後の取組の方向性

- ① 広く国際的に連携し、相互に信頼性が確保されたデータフリーフローの国際的な枠組を立ち上げる。
- ② 個人情報保護法の運用と制度の見直しを検討(海外事業者に対する法執行強化、ペナルティーのあり方など)。
- ③ 重要産業(国民生活・経済運営に不可欠な基盤を提供する産業)におけるデータ管理の高度化。
- ④ ITシステム、5Gやクラウドサービス等の重要システム・サービスの政府・公共調達における安全性評価を確実に実施する仕組みの構築。

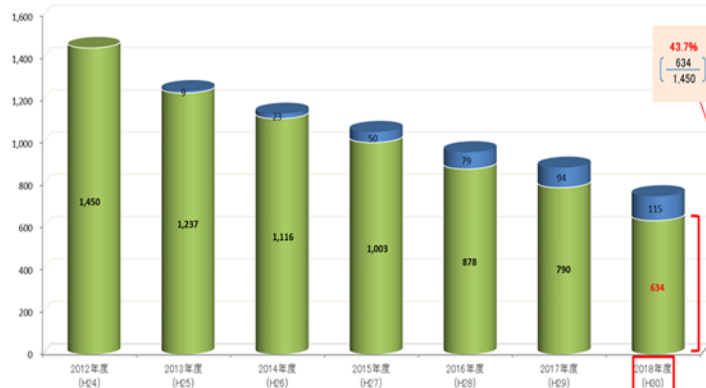
### 3. 行政のデジタル化の徹底

- 行政サービスの質の向上を図り、国民の事務に係るコストと負担を削減するためには、効率的かつ国民が使いやすい政府の情報システムを構築することが重要。
- そのため、各府省の情報システム関係予算について、一元的なプロジェクト管理を強化するなどの取組を進め、更なる政府の情報システム改革の加速化。

#### 1 政府の情報システム改革の現状

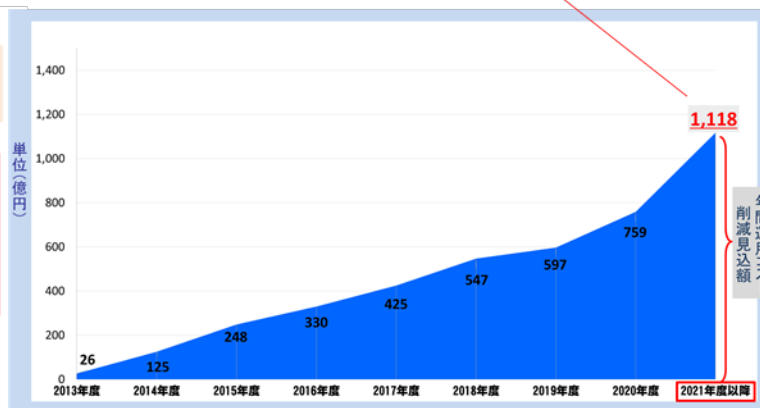
##### ① 情報システム数

平成30年度に**56%**削減見込み  
(平成24年度比)



##### ② 政府の情報システムの運用コスト

2021年度までに**約29%**の削減見込み  
(削減額1,118億円)



#### 2 これまでの政府の取組

- ◆ 政府CIO自ら**500回**を超えるヒアリング・レビューを実施。
- ◆ ハローワーク、公的年金、国税、登記・法人設立等の**大規模システム**について**3割**を超える運用コストの削減を見込む
- ◆ 農地情報公開システムの全国一元化など、**地方自治体も含めたシステム統合**の取組も推進

#### 3 今後の取組の方向性

- ◆ 各省の情報システム関係予算について、予算要求から執行の各段階において、一元的なプロジェクト管理（調達手法の見直しを含む）を強化することにより、政府の情報システム改革を加速化する。
- ◆ 引越し等に関する事務のワンストップ化など、国民の事務負担を削減する取組を進めるとともに、高齢者や障害者に寄り添い、また地域の成長・再生・維持につながる「人に優しいデジタル化」を実現するための施策を促進する。

## 4. 民間部門のデジタル化時代への対応促進

- 重要インフラ事業者を中心に、旧来のシステムの刷新、データ管理、セキュリティ対応等、デジタル化時代における競争性・効率性の強化と安全確保を両立させたシステムガバナンス、システム投資を促進。

### 1 産業界におけるデジタル化に向けた課題

- ◆ 産業界において、複雑化・ブラックボックス化した旧来型のシステム（＝レガシーシステム）が残存。
- ◆ 人材不足やデジタル技術の変化等が進む中で、レガシーシステムを残しておく、①システム運用の非効率化（ITシステムの“負債化”）、②データ連携・利活用の困難、③システム障害等のリスクの高まり、につながり、デジタルトランスフォーメーションの足かせに。
- ◆ このため、既存システムの評価・診断等を通じたシステム刷新の実施が急務。

### 2 諸外国の状況

- ◆ 欧米等の諸外国においても、レガシーシステムや負債化したITシステムによりシステム開発者の生産性・労働意欲を低下させており、同様の課題に直面。

開発者の生産性を阻害している要因

レガシーシステム・技術的負債の保守：52%

開発者の労働意欲に悪影響を及ぼす要因

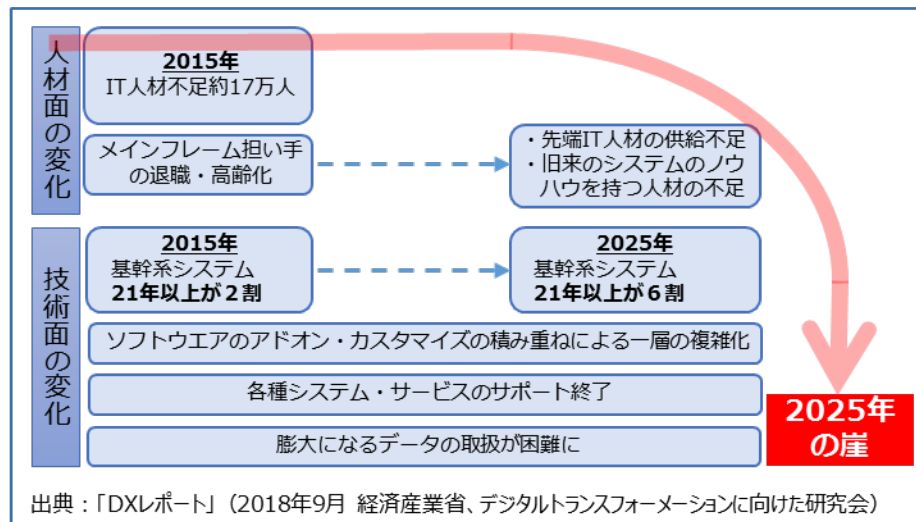
レガシーシステムに時間をとられすぎる：78%

技術的負債の返済：76%

出典：2018年9月Stripe社「開発者の生産性」(<https://stripe.com/reports/developer-coefficient-2018>)、調査対象：アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、シンガポールのシステム開発者1000人以上

### 3 今後の取組の方向性

- ◆ 諸外国でも同様に直面するレガシーシステムや技術的負債の課題について、世界に先駆けた対応策を講じる。
- ◆ デジタル化時代において、競争性・効率性の強化と安全確保を両立させたシステム運用を進めるため、産業界において、既存システムの評価・診断、大型投資を含むシステム刷新、システムガバナンスの構築を促す仕組みを構築。





# 5. プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備等の基盤強化

- デジタル・プラットフォーム型ビジネスの影響力が増し、社会的責任・公正性を巡る諸問題も顕在化。
- 『未来投資戦略2018』において、プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備を進める旨が決定。本年12月18日に決定した基本原則に基づき、具体的措置の実施を早急に進める。

## 1 デジタル・プラットフォーマーの影響力の増大

2008年 ※2月末時点			2018年 ※2月末時点		
	企業名	時価総額 (億円)		企業名	時価総額 (億円)
1	中国石油天然気 [バトロチャイナ]	568,995	1	アップル	964,608
2	エクソン・モービル	485,104	2	アルファベット	819,532
3	ゼネラル・エレクトリック(GE)	344,857	3	アマゾン・ドット・コム	781,464
4	中国移動 [チャイナ・モバイル]	322,028	4	マイクロソフト	770,601
5	中国工商銀行	301,779	5	騰訊 [フェンテ・ネットワークス]	559,899
6	マイクロソフト	263,806	6	フェイスブック	557,554
7	ブラジル石油公社	249,510	7	バークシャー・ハサウェイ	545,224
8	ロイヤル・ダッチ・シェル	234,899	8	アリババ・グループ・ホールディングス	508,820
9	AT&T	219,075	9	JPEIカン・フェース・アンド・カンパニー	423,068
10	B P	213,240	10	中国工商銀行	383,179
	⋮			⋮	
12	トヨタ自動車	207,575	23	トヨタ自動車	236,078

## 3 今後の取組・主な論点

- ◆ 平成30年12月18日、構造改革徹底推進会で公表した基本原則に基づき、平成31年以降、デジタル・プラットフォーマーの取引環境整備について、具体的な対応を検討。

### < 基本原則の概要 >

- (1) デジタル・プラットフォーマーに関する法的評価の視点
- (2) プラットフォーム・ビジネスの適切な発展の促進
- (3) デジタル・プラットフォーマーに関する公正性確保のための透明性の実現
- (4) デジタル・プラットフォーマーに関する公正かつ自由な競争の実現
- (5) データの移転・開放ルールの検討
- (6) バランスのとれた柔軟で実効的なルールの構築
- (7) 国際的な法適用の在り方とハーモナイゼーション

## 2 諸外国の対応状況

### EU 基本原則を策定し、プラットフォーマーへの規則案を作成

- ◆ 2016年オンライン・プラットフォーム政策文書 (原則)
- ◆ 2018年プラットフォーマーの公正性・透明性の促進法 (具体)
  - ※一般データ保護規則 (GDPR) によってプライバシーの保護、デジタル課税案によって (利益ではなく) 売上をベースとした課税を提案

### 米国 反トラスト法等の積極的な執行

- ◆ プラットフォーマーによるベンチャー企業の買収によって競争環境が損なわれないよう、反トラスト法等の積極的執行を検討。

### 中国「中華人民共和国電子商務法」の制定

- ◆ 2018年 中華人民共和国電子商務法が成立。「電子商務プラットフォーム経営者」等の義務や責任を定める。

# 6. 5Gインフラの整備やAI・データの活用推進と標準・アーキテクチャ整備機能の強化

- 自動走行、医療・介護、農業などの分野において、AIの利活用を視野に、日本が強みを有するリアルデータを最大限活用するため、データ連携基盤の構築や標準・アーキテクチャの整備機能を強化する。
- 合わせて、データ利活用を支えるインフラである5Gの全国展開に向けた取組を進める。

## 1 AI・リアルデータの活用

- ◆ AIを最大限活用するため、人材基盤の確立、技術開発等の推進、「人間中心のAI社会原則」の策定などを進める。

【データ連携基盤の構築】【技術開発の推進】



## 2 地方を支える5Gの整備

- ◆ デジタル技術を活用した地方におけるイノベーション等を支える5Gを全国展開。

【5Gのメリット】

<b>超高速</b>	2時間の映画を3秒でダウンロード
<b>超低遅延</b>	遠隔でもリアルタイムに建機やロボットを操作
<b>多数同時接続</b>	スマホ、パソコン、家電など、あらゆる機器がネット接続

居住地域だけでなく、都市部・地方を問わず事業可能性のあるエリアに整備



## 3 標準・アーキテクチャ整備機能の強化

- ◆ 標準やアーキテクチャ（構造）を整備する機能を強化し、AIなど新技術の社会実装を促進。
- ◆ 変化の速いデジタル時代においては、アーキテクチャや標準を設計する能力が国際競争力の鍵を握る。

【取組事例】データ品質に関する標準の検討

AIの信頼性（Trusted AI）を担保するデータ品質の在り方（標準）を検討。

※総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）において議論。



【参考】米国国立標準技術研究所（NIST）

約2,700人の科学者・工学者が、IT・サイバーセキュリティ分野等の標準やアーキテクチャー設計を行う。

## 4 今後の取組の方向性

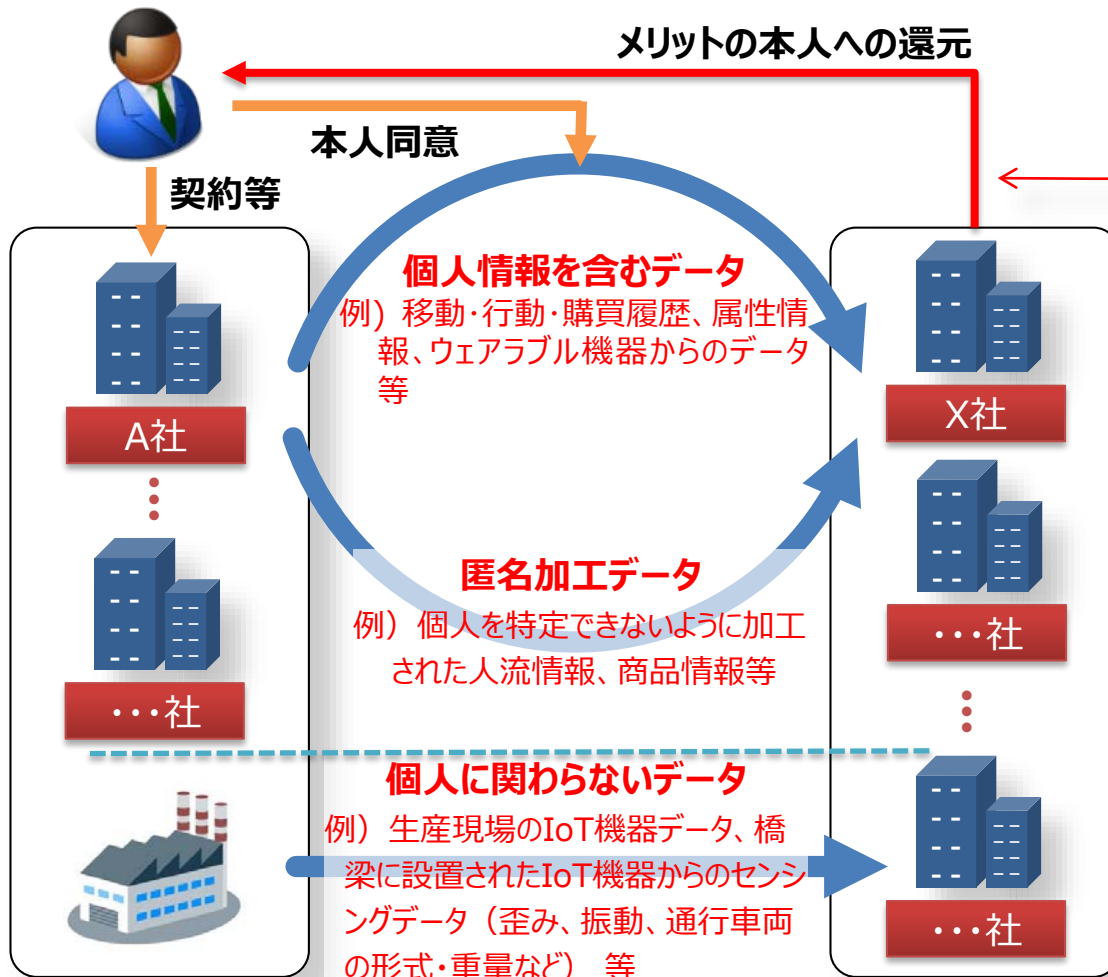
- ① 関係府省庁が連携し、分野別／分野間データ連携基盤の構築を加速化。
- ② 5Gの全国展開を世界に先駆けて実現するため、実証実験等の取組を進める。
- ③ デジタル時代に必要とされる標準・アーキテクチャの設計機能を強化し、国際競争力の強化を図る。

## 2. データ流通・活用に関する取組状況

---

# 「AI、IoT時代におけるデータ活用WG 中間とりまとめ」(2018.3)

- データは「個人情報を含むデータ（以下、「パーソナルデータ」という）」、「匿名加工されたデータ」、「個人に関わらないデータ（IoT機器からのセンシングデータ等）」の3つに分類することができるが、データ流通の便益を個人及び社会全体に還元するために、これら3つのデータの流通・活用を全体として活性化することが急務。



## 個人情報を含むデータの業種・業界を越えた流通により実現する便益（想定）

- 観光分野
  - 訪日外国人の増加等観光関連産業の活性化
  - 個人ニーズに応じたおもてなしサービス提供
- 金融・フィンテック分野
  - 金融市場の活性化
  - 資産の一元管理、最適な資産運用
- 医療・介護・ヘルスケア分野
  - 健康寿命の延伸、医療費の適正化
  - 健康意識の向上、行動変容による健康増進
- 人材分野
  - 個人の適切な能力評価、最適な人材活用
- 農業分野
  - 高度な生育管理、戦略的な農産物生産・出荷
  - ノウハウの継承、戦略的農業経営の展開
- 防災減災分野
  - 的確な被災者把握
  - 実態を踏まえた支援物資搬送やインフラ復旧計画策定
- 交通分野
  - 渋滞緩和による環境改善、最適なインフラ管理
  - 混雑状況や天候に応じた最適なナビゲーション

※ 個人に関わらないデータであっても他のデータと組み合わせることによって、個人の特定につながる可能性があることに留意が必要

## データ流通・活用に関する取組状況（中間とりまとめ後）

- 官民データ活用推進基本法（平成28年12月公布・施行）や「データ流通環境整備検討会 AI、IoT時代におけるデータ活用WG」中間とりまとめ（平成29年3月）等を受け、総務省／経済産業省の「情報銀行の認定に係る指針Ver1.0」の公表やデータ流通推進協議会の設立など、各省庁や民間団体による取組が推進されている。

### <主な取組状況>

時期	関係省庁等	取組内容
平成29年4月	経済産業省／総務省	「データ流通プラットフォーム間の連携を実現するための基本的事項」を公表
平成29年5月	個人情報保護委員会	「改正個人情報保護法」が全面施行
平成29年7月	総務省	情報通信審議会「IoT／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」第四次中間答申
平成29年11月	民間団体	データ流通推進協議会が設立
平成29年11月 ～30年4月	経済産業省／総務省	「データポータビリティに関する検討会」を開催
平成30年3月	経済産業省／総務省	「カメラ画像利活用ガイドブックVer2.0」を公表
平成30年5月	内閣官房健康・医療戦略室	「次世代医療基盤法」が施行
	経済産業省	「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が公布
平成30年6月	経済産業省	「生産性向上特別措置法」が施行
	総務省／経済産業省	「情報銀行の認定に係る指針Ver1.0」を公表
	経済産業省	「AI・データの活用に関する契約ガイドライン」を公表
平成30年8月	経済産業省／総務省	「新たなデータ流通取引に関する検討事例集Ver2.0」を公表

## データ流通・活用ワーキンググループの開催状況

- 個人の関与の下でのパーソナルデータの流通・活用を含め、多種多様かつ大量のデータを安全・安心に流通・活用できる環境整備に必要な措置の検討に資するため、昨年7月より、内閣官房IT総合戦略室において「データ流通・活用ワーキンググループ」を開催。
- これまで計5回開催し、関係省庁や民間事業者等へのヒアリング及び有識者を交えた議論を行ってきており、今後は論点整理を行い、来年度第1四半期を目途にとりまとめ予定。

### <これまでの開催概要>

WG回次	テーマ	ヒアリング内容	プレゼンター	
第1回 (7/31)	政府における取組	①「情報銀行」の社会実装に向けた取組	総務省	
		②データポータビリティに関する調査・検討状況	経済産業省	
		③マイナンバーを通じた特定健診データの提供等に関する検討状況	厚生労働省	
第2回 (9/11)	政府における取組	④平成31年度予算概算要求における主な取組予定等	総務省、経済産業省	
	情報銀行等の社会実装に向けた民間事業者等の取組	⑤情報銀行の取組事例（DPRIME）	三菱UFJ信託銀行	
		⑥パーソナルデータ活用の事例（Vitality）	住友生命保険	
		⑦金融業界、データ取引市場に関する取組	落合弁護士	
第3回 (10/22)	行政機関等が保有するデータ活用に向けた取組	⑧国・民間が保有する個人情報情報の活用	個人情報保護委員会	
		⑨自治体が保有する個人情報情報の活用	総務省	
		⑩次世代医療基盤法に基づくデータの利活用	厚生労働省	
		⑪情報銀行認定に関する取組	日本IT団体連盟	
第4回 (11/13)	分野別ヒアリング	ヘルスケア	⑫医療・健診・ヘルスケアデータの流通・活用事例（Join、MySOS）	アルム社
			⑬ヘルスケア分野でのサービス事例（Finc等）	FinC Technologies社
第5回 (12/11)	人材	⑭芝麻信用など信用スコアサービスと情報銀行・プラットフォーム企業動向	庄司准教授	
		⑮フリーランスをサポートするスコアリングプラットフォーム	フリーランス協会	
	産業データ	⑯産業データ共有促進事業に関する取組状況	NTTデータ社	
		⑰農業分野におけるデータ活用事例	農業データ連携基盤協議会	

## ① 行政の保有するデータの活用について

- リアル社会において登記簿謄本や自動車保有情報などは誰でも見ることができることが制度的に担保されているが、こうした制度的な前提が一般に認知されていないのであれば、この点の理解を深めていくことも重要ではないか。
- 自治体ごとの解釈の相違を盾にして利活用が進まないことがないよう、国主導で検討をすすめるべきではないか。
- 地方公共団体からデータを本人に戻すことで、様々な分野・業種とのデータ共有によるメリットが生まれるのではないか。
- 自治体ごとの解釈の相違については、総務省のデータ利活用ガイドブックVer1.0の検討時に行ったような具体的なデータについての個人情報への該当性・活用方策の検討や、個人情報審査会における判断の考慮要素などを検討することが有効ではないか。

## ② 民におけるデータ流通促進について

- データ活用における民間企業の躊躇を取り払う必要。「この範囲であれば全く問題ない」という視点を提示することも検討すべきではないか。
- 情報信託機能における利用者のコントロールビリティについて、例えば同意の撤回の効果や、データ提供先の選択の幅など、競争領域として様々な形態が考えられるが、今後、実証実験等も踏まえて議論を深めるべきではないか。
- 事業者の革新的なサービスにより、制度面で当初想定していなかったデータの活用形態も考えられる（例：当初個人情報に該当しなかったデータが、分析等の過程で事後的に個人情報に該当することとなった場合の取り扱い等）ことから、法的な対応が必要な場合の方策について、特区やサンドボックスの積極的な活用はもとより、積極的な対応を検討すべきではないか。
- 情報銀行Aから本人経由で取得したデータで情報銀行Bが利益を得た際、利益の一部を情報銀行Aに還元される仕組みがあれば複数の情報銀行でのエコシステムが成立するのではないか。

## ③ 利用者におけるデータ活用の阻害要因について

- データ提供に対するインセンティブの設定（金銭の対価など）が気持ち悪いと受け止められる場合もあり、個人情報の利用について世間一般にセンシティブになっている状況があるのではないか。
- 様々な事業者によるサービスのどのポイントに由来して利用者の受容性が生じるか（例：事業者の信用、情報信託機能の認定指針への準拠、インセンティブの内容（対価の多寡など）等）を調査・分析する必要があるのではないか。

## ④ データポータビリティ・本人による情報の管理について

- データポータビリティにより個人が自分のデータを活用できるようになれば、データ利用が増え、企業にとってもエコシステムが成立するのではないか。
- 域外適用できない法令でデータポータビリティを制度化した場合、国内企業にだけ足枷をはめることになり問題。
- ビジネスを阻害する懸念からデータポータビリティの法制化は慎重に考えるべきではないか。
- 医療分野でのデータ活用については、①医療関係者に見せる形で活用する場合と②フィットネス業界や健康指導等で活用する場合で扱うデータの範囲を分けて検討すべきではないか。前者についても、検査、診断、処置といった一連の流れでのデータのライフサイクルの局面ごとに、医療関係者と患者本人の管理権がどこまで及ぶのか、整理する必要がある。
- 医療情報については、医療のカテゴリーの特殊なパターンリスティックな保護というのがあってもよいのではないか。

## ⑤ 制度面の課題について

- 行政機関等個人情報保護法における非識別加工情報（個人情報）と、個人情報保護法における匿名加工情報の法的位置付けの差異について、行政データの流通・活用の観点から検討が必要ではないか。
- GDPRについては、域内各国のエンフォースメントの問題や各国ごとに例外規定が出る可能性やデータの囲い込みの懸念など、課題も認識しつつ、我が国のデータ流通の促進策を検討すべきではないか。
- ソーシャルプラグインのような技術が発展するにつれて、安全・適法にデータ流通できるルールの整備が重要になってくるのではないか。